

# 「改正業務報酬基準講習会」講習会 開催のご案内

主催／公益社団法人千葉県建築士事務所協会・一般社団法人日本建築士事務所協会連合会  
協力／国土交通省・公益財団法人建築技術教育普及センター

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。国土交通省では、近年の建築物の設計・工事監理の多様化・複雑化、建築主等からの設計等の業務に対する要求水準の高まりなど建築士事務所の業務環境に大きな変化が生じてきていることから、業務報酬基準告示の見直しを行い、今般、平成31年国土交通省告示第98号として公布・施行されました。新しい業務報酬基準では、略算方法に用いる略算表の刷新、設計等業務の難易度の反映、標準業務内容の明確化などを行っています。建築物の設計・工事監理が適切に行われるためには、業務に応じた適切な報酬を得ることが重要です。本講習は、新しい業務報酬基準の考え方を正しく理解し、広く周知を図るために開催いたします。

本講習会は、「建築CPD情報提供制度の認定プログラム」とする予定。（CPD2単位予定）

- 開催日 2019年5月13日（月）13時30分～15時25分
- 受付 13時10分～13時30分
- 会場 千葉市民会館特別会議室2  
〒260-0017 千葉市中央区要町1-1 TEL 043-224-2431
- 受講対象者 建築士、建築士事務所の開設者、その他建築関係従事者、建築主等
- 定員 100名（定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況については電話にてお問い合わせください）
- 受講料 無料
- 講義内容 DVDによる講習  
①建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について  
②改正建築士法の概要について
- 使用テキスト 「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について」  
編集：業務報酬基準検討委員会  
※当日テキストを無料配布いたします。
- 申込方法 申込書に必要事項を記入後申込先（事務局）まで、FAXにて送付してください。
- 申込期限 2019年5月7日（火）必着
- 申込・問合先（公社）千葉県建築士事務所協会  
〒260-0012 千葉市中央区本町2-1-16  
TEL043-224-1640 FAX043-225-2066

開催日時・会場 2019年5月13日(月) 千葉市民会館特別会議室2

時間割

※当日講習内容が変更になる場合がございます。

時間	内容	講師
13:10~13:30	受付	
13:30~13:35	開会挨拶	(公社) 千葉県建築士事務所協会 会長 金子 康男
13:35~13:40	資料確認	(公社) 千葉県建築士事務所協会
13:40~15:20	①建築士事務所の開設者がその業務に関して 請求することのできる報酬の基準について ②改正建築士法の概要について	DVDによる講義
15:20~15:25	閉会挨拶	(公社) 千葉県建築士事務所協会 副会長 穴倉 義昭

会場案内

千葉市民会館特別会議室2

〒260-0017 千葉市中央区要町1-1

TEL 043-224-2431



「改正業務報酬基準講習会」講習会 受講申込書

申込先：公益社団法人千葉県建築士事務所協会

F A X : 0 4 3 - 2 2 5 - 2 0 6 6

申込日 年 月 日

	整理番号
ふりがな	
氏 名	
勤務先名	
勤務先住所	〒
T E L	
F A X	

※受講者が複数いる場合は、受講申込書をコピーしてお申込下さい。

※受講票及び受講修了証の発行はいたしませんので、予めご了承ください。

※この申込書に記載された個人情報は、講習会実施以外の目的には使用いたしません。

※整理番号は、記入しないで下さい。